

## 消費税率等の引上げに伴う水道料金のご請求金額変更について

- 消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。(水道料金単価を引き上げるものではありません。)
- これに伴い、水道料金につきましても、令和元年10月1日使用分から新税率10%でご請求させていただきます。
- ただし、令和元年9月30日以前から継続して使用され、10月1日から10月31日までの間に水道料金が確定するもの(10月検針分)については、経過措置として改正前の税率が適用されます。

長幌上水道企業団給水料金表

※料金表は消費税等を含んでいません。

用途区分	基本料金(1ヶ月につき)		超過料金 1 m <sup>3</sup> につき
	水量	金額	
一般用	8 m <sup>3</sup> まで	1,440円	192円
営業用	12 m <sup>3</sup> まで	2,400円	220円
団体用	16 m <sup>3</sup> まで	3,072円	192円
浴場用	80 m <sup>3</sup> まで	9,600円	134円
臨時用	1 m <sup>3</sup> まで	384円	/
会館用	年額	3,840円	192円
閉栓中	1カ月	200円	/

※ただし、基本水量は40 m<sup>3</sup>までとする。

### ≪使用料金の計算例≫

一般用使用水量10 m<sup>3</sup>の場合

基本料金(8 m <sup>3</sup> )	:	1,440円
+ 超過料金(2 m <sup>3</sup> )	:	384円 (192円 × 2m <sup>3</sup> )
		1,824円 (税抜)

### 請求金額

1,824円(税抜) + 182円(消費税10%分) = 2,006円 (税込)